

マイナンバー 不在等で通知カードを受け取れなかった方へ

ご不在等で配達できなかった通知カードは、郵便局での保管期間が過ぎましたので、市民課に返戻されました。市民課で3カ月程度保管しますので、まずはお電話でご確認の上、次の書類を持参して市民課窓口でお受け取りください。

●持参書類

来 庁 者	持 参 書 類
本人	本人確認書類1または2の書類
同一世帯の方	来庁された方の本人確認書類1または2の書類
代理人 (同住所別世帯の方を含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 代理人の本人確認書類1または2の書類 • 委任者の本人確認書類1または2の書類 • 委任状 ※様式は市民課窓口、市ホームページにあります。
法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> • 法定代理人の本人確認書類1または2の書類 • 委任者の本人確認書類1または2の書類 • 本人確認書類3の書類

●本人確認書類

1	顔写真付きの身分証明書 1点	運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど
2	顔写真が付いていない身分証明書 2点	健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、預金通帳、社員証、学生証など
3	法定代理人の場合	登記事項証明書、戸籍謄本など

個人番号カードの申請について

市民課、稲垣出張所、車力出張所では、タブレット端末を使用し無料で個人番号カードの申請受付をしています。通知カードが送付されてきた封筒一式（通知カード、個人番号カード申請書）と本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明書1点、または保険証、通帳など顔写真なしの身分証明書2点）で申請できますので、各受付窓口までお越しください。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線262・265・266)

ふるさと納税寄附金実績について

「ふるさと納税」とは、生まれ育った故郷やゆかりのある地、応援したいまちへの寄附を行うことで、その地域の活性化に役立ててほしいとの想いを伝えるとともに、寄附者が納付すべき税の控除が受けられる制度です。全国的な制度への関心の高まりもあって、市においても寄附件数および金額は年々増加傾向にあります。

市に寄せられた寄附金については、農業振興、各種イベント、歴史的遺産・文化財の保護などの各事業に対する財源の一部として活用させていただいております。

市ではふるさと納税寄附金の募集を行うにあたり、雑誌やインターネットサイトなどによる幅広い周知活動を実施しているほか、寄附者に贈呈する記念品の拡充や寄附申し込み方法の多様化に力を入れております。

市外にお住まいのご家族やご友人で、「つがる市」へのふるさと納税に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご案内資料を送らせていただきますので、ぜひともご紹介ください。

※市に住民登録されている方が「つがる市」に寄附を行った場合は、ふるさと納税ではなく一般の寄附として取り扱われます。

制度開始の平成20年度から平成27年度（11月末時点）までに寄せられた市のふるさと納税寄附金の実績は右表のとおりです。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111(内線341)

つがる市ふるさと納税寄附金実績（※平成27年度は11月末時点）

年 度	寄附件数 (件)	寄附金額 (円)	寄附金額	
			うち青森県内	うち青森県外
平成20年度	17	460,000	30,000	430,000
平成21年度	11	189,000	50,000	139,000
平成22年度	20	330,000	50,000	280,000
平成23年度	25	853,000	50,000	803,000
平成24年度	36	2,176,000	1,030,000	1,146,000
平成25年度	37	1,332,000	190,000	1,142,000
平成26年度	185	8,161,000	2,986,000	5,175,000
平成27年度※	518	11,497,000	215,000	11,282,000

市営住宅 <空家> 入居者募集

公営住宅<空家>

団地名	空家番号	所在地	建築年度	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
森内団地	4-4号	木造森内2-2	S 54	簡易耐火2階建 6連戸3DK	○	×	×	×	○	下水道	12,200~18,200
浦船団地	7-2号	木造浦船 135-9	S 58	簡易耐火2階建 6連戸3DK	○	×	×	×	○	汲み取り	13,900~20,700
月見野丘 地	19号	森田町森田 月見野356-10	H 2	木造平屋1戸建 2LDK	○	×	×	×	○	汲み取り	13,500~20,200
つきみの 地	10号	森田町森田 月見野300-2	H 13	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	21,000~31,300
森田第2 若緑団地	6号	森田町上相野 若緑50	H 12	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	20,600~30,700
下古川 地	1号	柏下古川鶴山 83-2	S 62	木造平屋1戸建 3DK	○	○	○	○	×	下水道	14,100~20,900

特定公共賃貸住宅<空家>

岩木団地	44号	柏上古川 房田152-1	H 10	木造平屋2連戸 2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	40,000~55,000
------	-----	-----------------	------	-----------------	---	---	---	---	---	-----	---------------

募集期間	1月12日(火)~1月22日(金) ※入居可能予定日は2月下旬頃となります。
入居者資格	①世帯の収入が政令で定める収入基準であること。 (公営住宅:月額158,000円以下、特定公共賃貸住宅:158,000円を超え487,000円以下) ②現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。 ③税を滞納していないこと。 ④入居希望者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
必要書類	①入居希望申請書 ②平成27年度所得証明書(入居者、同居者) ③全税目に未納がないことの証明書 ④入居(同居)予定者が現在居住している世帯全員の住民票 ⑤入居希望者または同居予定者で障害者手帳の交付を受けている方はその写し ※申込者の状況によりその他の書類が必要となる場合があります。①、③の様式は建築住宅課にあります。 ※平成28年1月1日よりマイナンバー法の施行に伴い、市内に住所がある方は上記書類を要さないこととなります。ただし、マイナンバー通知カードおよび本人確認のため運転免許証等の提示が必要となります。なお、つがる市民になった時期により異なる場合がございますので、詳しくは窓口等でお尋ねください。
選考方法	応募書類を審査の上、2月中旬に選考予定
その他	お申し込みの際は印鑑をご持参ください。選考者は、敷金家賃3カ月分、連帯保証人2人が必要です。

※上記のほかにも、市ホームページで随時募集しています。(http://www.city.tsugaru.aomori.jp/)

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)

広 告

現地確認 見積り無料 屋根・外壁・大工事



あなたのリフォーム全力でサポートします!

全面改装リフォーム
中古住宅改装
減築、増築

屋根、外壁リフォーム専門店

電話は今すぐ、こちらから ◆ホームページは◆
アートリフォーム株式会社 0173-33-4713 http://www.art-reform.net/
アートリフォーム株式会社

五所川原市七ツ館虫流51-29 担当 前田まで「増改築相談員のお店」

広 告

祝! 第21期生志望校合格!!

平成27年度入試合格実績 (一部掲載)

- ◆五所川原高5名
- ◆木造高14名
- ◆五所工(機械)1名
- ◆五農林(土木)1名
- ◆弘前南高1名
- ◆青森中央高1名

3学期生を受付ます!

進学・学習指導教室
萩野学習会

対象 / 小学生・中学生(国・英・数・社・理)

〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏) お問い合わせは TEL.0173(42)1738

要介護認定者に対する所得税、市・県民税の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護・要支援判定を受けていて次の要件にあてはまる場合は、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除対象者認定書を添付することで障害者控除が受けられます。

控除対象は被保険者本人、または被保険者を扶養控除対象としている親族です。

障害者控除対象者認定書の交付申請は介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。なお、平成27年7月～9月に介護サービス等を利用している対象者には、平成28年1月に送付される介護給付費通知書に申請書を同封しています。

障害者控除の対象となる要件		障害者控除の区分	所得控除額 所得 税	所得控除額 市・県民税
○要介護1～3の高齢者 ○要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方		障害者控除	27万円	26万円
○要介護4～5の高齢者 ○要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Ⅴの方		特別障害者控除	40万円	30万円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 対象となるのは平成27年12月31日(死亡者は死亡日の翌日)を基準として、それ以前に6カ月以上の介護認定期間があった方です。平成27年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。 障害者手帳を交付されていて障害者控除の対象となる方でも、介護度が4～5など要件を満たしていれば、所得控除については特別障害者控除の扱いとなるため申請が可能です。 対象者の日常生活自立度については、介護課へお問い合わせください。 			
申請 手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事前に介護保険被保険者証(オレンジ色)により介護度を確認してください。 認め印をご持参の上、介護課へお越しください。 			
認定書 の交付	<ul style="list-style-type: none"> 申請された内容について審査した上で郵送により認定書を送付します。 被保険者一人につき一通のみの交付となります。 			

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111(内線231)

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

～国民健康保険証が使える場合と、使えない場合があります～

整骨院や接骨院で国民健康保険証が使える場合は、外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ)。骨折、脱臼の場合は応急処置および医師の同意後の施術に限りますので、ご注意ください。

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
仕事中や通勤途中以外で発生した次の負傷に限ります。 1 打撲、捻挫、挫傷(肉離れ) ※急性または亜急性(急性に準じた症状)の外傷性による症状の場合 2 骨折、脱臼、不全骨折(ひび) ※応急手当など止むを得ない場合には医師の同意がなくても施術が受けられますが、応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。	1 単なる肩こりや筋肉疲労 2 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛みやコリ 3 脳疾患後遺症等の慢性病 4 スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛 5 仕事中や通勤途中に起きた負傷(労災保険からの給付になります)

◎柔道整復師に、何が原因でどこを負傷したか、正確に伝えましょう。

◎療養費支給申請書は自分で署名(世帯主名)してください。

◎窓口でお金を支払ったら、領収書は必ず受け取り保管しましょう。(医療費控除や高額療養費等を受ける際に必要となります)

◎後日郵送される「国保の医療費のお知らせ」の日数、金額等が実際の日数、金額等と相違があった場合は、国民健康保険課へご連絡ください。

医療費は皆さまの保険税や自己負担で賄われています。皆さま一人一人が保険証の使える範囲を理解し、適切に受診することが医療費の軽減につながります。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111(内線271・272)

健康 万歩計

健康万歩計は、西北五医師会が、皆さんが健康で元気に過ごすための必要な情報を提供し、ドクターからのアドバイスを紹介するコーナーです。

今月のドクター

原 信哉先生
はら眼科・院長



色覚異常について

色覚異常という言葉を知っていますか？以前は小中高等学校でそれぞれ色覚検査を行っていました。ところが、平成14年の学校保健法(現学校保健安全法)施行規則の一部改正で学校での色覚検査が必須項目から希望者に行う任意の検査となってしまいました。最近、その年代の子供たちは高校を卒業し、進学や就職を迎えています。その際、健康診断で初めて色覚異常が分かることがあります。せっかくその進路に向かって努力してきたのに、色覚異常のために急な進路変更を余儀なくされることもあります。そのような実情を受けて、平成26年4月30日に文部科学省から出された学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う通知のなかに、保護者への色覚の周知を図り、希望者に色覚検査を実施するとともに、教職員は正しい色覚の知識を持つことで、色覚異常の児童生徒等が不利益を受けないように留意することが提言されました。

先天色覚異常は遺伝による疾患で日本人での頻度は男性の約5%、女性の0.2%です。皆さんが想像するよりもずっと多いと言えます。先天色覚異常のお子さんが、色をどのように感じているのか、実際のところは分かりません。色覚異常といっても多くの人は中等度以下ですので、我々が想像するよりもずっと多彩な世界で暮らしているはずで

す。進学、就職についての不安をよくお聞きします。以前は色覚異常の人の入学を制限していた大学や専門学校が多くありましたが、近年では特殊な大学や専門学校を除き、制限がなくなりました。自動車運転免許は、ほとんど問題なく取ることができます。しかし一部の職業たとえば自衛隊、警察関係、パイロット、鉄道運転士などではまだ色覚異常による制限がありますので、自分の進路が決まったら早めに情報を集めることが大切です。

今まで色覚異常は不当に差別されてきた経緯がありますが、状況は変わりつつあります。自分自身が苦手な色の組み合わせや、色を判別しにくい場面をしっかりと理解していれば、対策を立てることができます。学校現場でも色覚異常に対する理解が進み、緑の黒板には赤いチョークは使わず、白か黄色のチョークで書くなど先生方も注意してくれています。

色覚異常は場合により多少問題を生じることがあっても人生を脅かすほどではなく、他の能力や遺伝的障害に比べ損失はわずかです。色覚異常の方が、社会のつまらない誤解に悩むことがないよう、また、みんなが楽しめる社会となるよう、カラーユニバーサルデザインが社会に浸透していくよう願っています。



忘れずに予防接種を受けましょう

市では、指定医療機関において、接種対象年齢のお子さまへ無料(市負担)で麻しん・風しん等の予防接種を実施しています。期間を過ぎてしまいますと、実費負担となりますのでご注意ください。

種類	MR(麻しん・風しん)Ⅱ期	二種混合(ジフテリア・破傷風)
対象	5歳以上7歳未満で小学校に入学する前の1年間にあるもの(平成21年4月2日~平成22年4月1日生)	小学校6年生(平成15年4月2日~平成16年4月1日生)
接種期間	平成28年3月31日まで	
料金	無料(接種期間を過ぎると実費負担になります)	
接種医療機関	市が契約している指定医療機関(平成27年広報4月号またはホームページで確認できます。)	
持ち物	●予診票(出生時または転入時に個別に配布) ●母子健康手帳	●予診票(平成27年4月に小学校を通して配布) ●母子健康手帳

【問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111(内線304)